

長南町障がい者計画

(平成27年度～平成32年度)

長南町第4期障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

長 南 町

目 次

第1部 長南町障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 障がい者基本計画・障がい福祉計画の一体的作成	2
3. 計画期間及び見直しの時期	3
4. 計画の基本的な考え方	3
5. 対象とする障がい者の範囲	3
6. 計画の目標及び体系	3

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 総人口	6
2. 町の障害者手帳所持者数	7

第3章 施策の方向と主要施策

第1節 地域生活の支援体制の充実

1. 生活支援	9
2. 保健・医療	10

第2節 自立と社会参加の促進

3. 教育・療育	11
4. 就労支援	11
5. 社会参加	12

第3節 バリアフリー社会の実現

6. 権利擁護・理解の促進	13
7. 生活環境	14
8. 情報・コミュニケーション	15

第2部 長南町第4期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画にかかる基本指針

第2章 成果目標の設定

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	17
2. 福祉施設から一般就労への移行促進	18
3. 地域生活支援拠点等の整備	19

第3章 障がい福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策

1. 訪問系サービス (1) 居宅介護（ホームヘルプ）	20
(2) 重度訪問介護	20

(3) 同行援護	21
(4) 行動援護	21
(5) 重度障害者等包括支援	21
サービス見込量の確保の方策	
2. 日中活動系サービス	
(1) 療養介護	22
(2) 生活介護	22
(3) 自立訓練（機能訓練）	22
(4) 自立訓練（生活訓練）	23
(5) 宿泊型自立訓練	23
(6) 就労移行支援	23
(7) 就労継続支援（A型）	24
(8) 就労継続支援（B型）	24
(9) 短期入所（ショートステイ）	24
サービス見込量の確保の方策	
3. 居住系サービス	
(1) 共同生活援助（グループホーム）	25
(2) 施設入所支援	25
サービス見込量の確保の方策	
4. 相談支援	
(1) 計画相談支援	26
(2) 地域移行支援	26
(3) 地域定着支援	26
サービス見込量の確保の方策	
5. 障がい児支援事業	
(1) 障がい児通所支援	27
(2) 障がい児相談支援	28
サービス見込量の確保の方策	
6. 地域生活支援事業	
(1) 理解促進事業・啓発事業	29
サービス見込量の確保の方策	
(2) 自発的活動支援事業	29
サービス見込量の確保の方策	
(3) 相談支援事業	30
サービス見込量の確保の方策	
(4) 成年後見制度利用支援事業	30
サービス見込量の確保の方策	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	31
サービス見込量の確保の方策	
(6) 意思疎通支援事業	31
サービス見込量の確保の方策	
(7) 日常生活用具給付等事業	32

サービス見込量の確保の方策	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	33
サービス見込量の確保の方策	
(9) 移動支援事業	33
サービス見込量の確保の方策	
(10) 地域活動支援センター	34
サービス見込量の確保の方策	
(11) その他地域生活支援事業	35
(12) その他の事業	36

第4章 長南町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針	37
2. 長南町の障がい者一般施策事業	
(1) 介護手当支給事業	37
(2) 身体障害者診断書料等助成事業	37
(3) 乗り合い(デマンド)タクシー	37
(4) 福祉タクシー	37
(5) 重度心身障害者医療費助成事業	37
(6) 紙おむつ購入助成事業	37
(7) 障がい者団体助成事業	37

【資料】

長生郡市にある障がい者支援事業所	38
------------------	----

第1部 長南町障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

わが国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、国内の障がい者施策にかかわる法の整備を行ってきました。平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成23年8月には「障害者基本法の一部改正する法律」が成立しました。障害者基本法の改正においては、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。この法律に基づき、平成27年3月には千葉県の第5次千葉県障害者計画（平成27～32年度）が、平成25年9月には国の第3次障害者基本計画（平成25～29年度）が策定されました。

さらに、障害者基本法改正とともに、障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が平成24年に成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

また、平成23年には「障害者虐待防止法」が成立し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立し、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示されました。

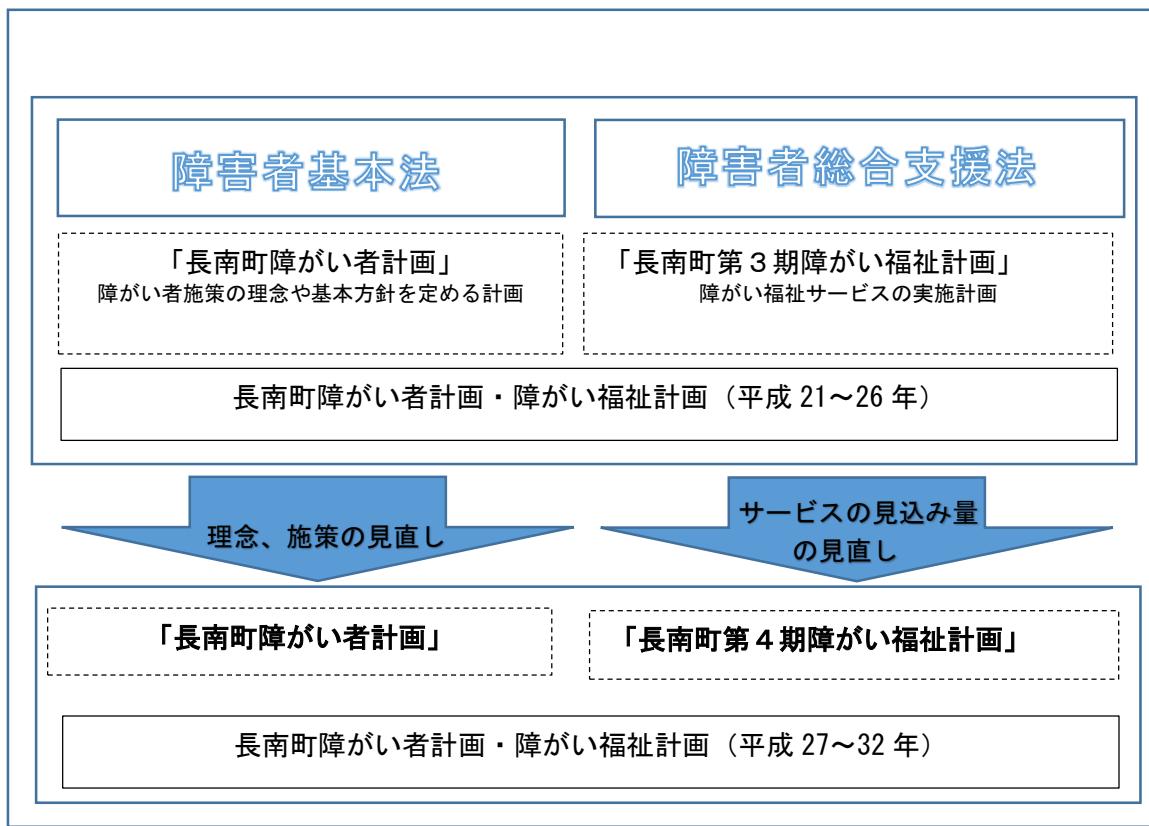
こうした国内の法整備の動きにより、平成26年2月19日にはわが国で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、効力を生ずることとなりました。

このような国内外の動きのなか、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会の実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっています。

本町では、前計画である「長南町障がい者計画・長南町第3期障がい福祉計画」の期間満了にともない、以上のような動きを踏まえるとともに、本町における障がい福祉を一層推進するため、本計画を策定するものです。

2. 障がい者基本計画・障がい福祉計画の一体的作成

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者基本計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」とを一体的に策定するもので、「長南町第4次総合計画（平成23～32年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられます。



◆ 障がい者計画と障がい福祉計画の位置づけ

障がい者計画

障がい者施策全般にかかる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。
「障がいのある人のための施策に関する計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画

障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

3. 計画期間及び見直しの時期

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
長南町障がい者計画					
第 4 期障がい福祉計画			第 5 期障がい福祉計画		
第 5 次千葉県障害者計画（平成 27~32 年度）					

4. 計画の基本的な考え方

町総合計画等の上位関係計画と整合性を十分配慮しつつ、住民参加にも留意し、住民総意の計画となるよう努めます。

今回の障がい者計画・障がい福祉計画においては、第3期計画の実施を踏まえつつ、期間中の取組を基礎として、平成27年度～平成29年度の推計を行います。

5. 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の者とします。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者等その他心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある。

6. 計画の目標及び体系

（1）計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら、長南町第4次総合計画に掲げる基本目標である「生き生きと元気に暮らせるまちづくり」の推進に向け、次に掲げる点に配慮して、本町における障がい者施策の一層の促進を図ります。

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、行政区などによる住民活動、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がい者が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、本町の地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系

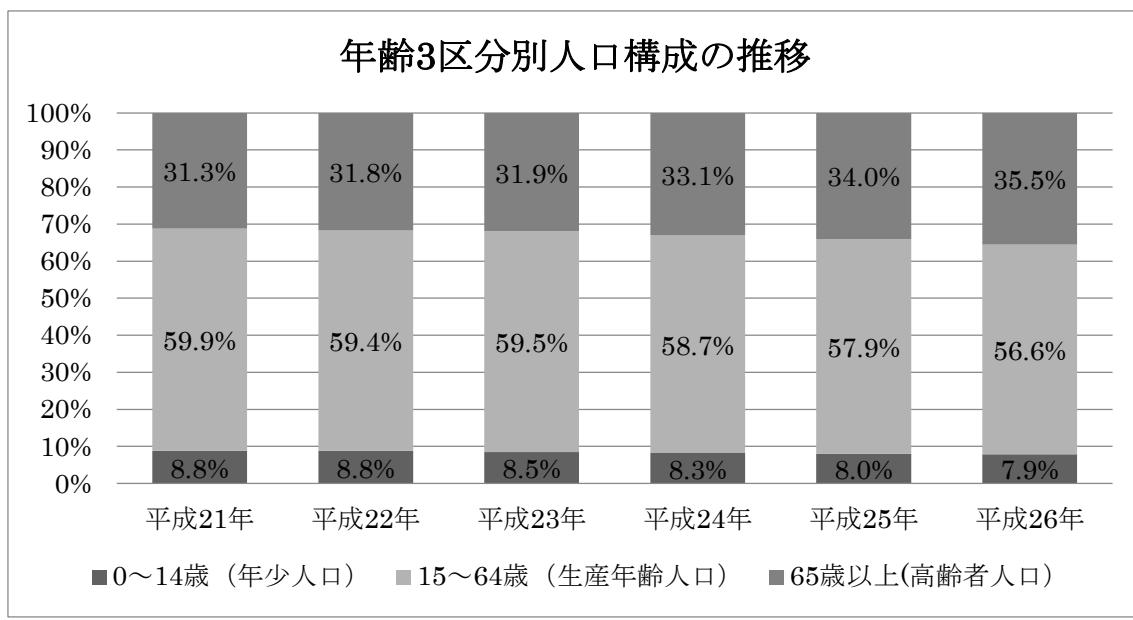
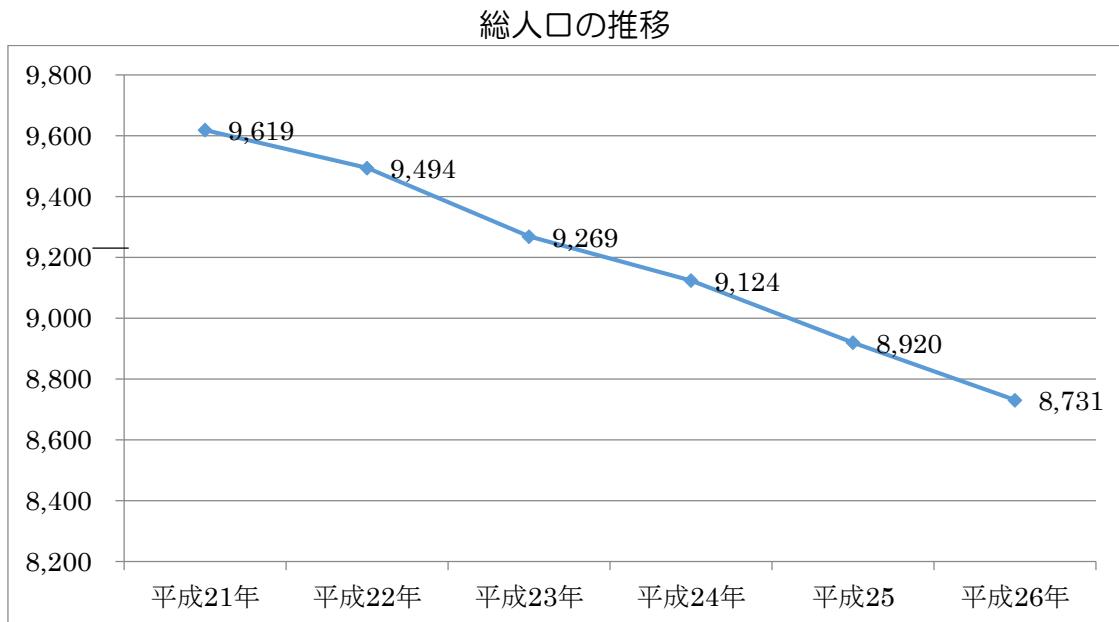
目標	施策の区分	主要な施策
生き生きと元気に暮らせるまちづくり	地域生活の支援体制の充実	<p>1 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障がい福祉サービス・地域支援生活事業の充実 2 相談支援の充実 3 専門職種の養成・確保 4 生活安定施策の推進
		<p>2 保健・医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 2 適切な保健・医療の提供
	自立と社会参加の促進	<p>3 教育・療育</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育の充実 2 障がい児の療育の充実 3 発達障がいに対する支援の推進 4 ライフステージを通じた支援体制の確保
		<p>4 就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 町民、企業、行政等の応援体制づくり 2 福祉的就労の底上げ 3 一般就労の推進 4 多様な就労の場の確保
		<p>5 社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 社会参加の促進 2 スポーツ・文化活動の振興 3 生涯学習機会の充実
	バリアフリー社会の実現	<p>6 権利擁護・理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 権利擁護の促進 2 虐待の防止 3 消費者としての障がい者の保護 4 司法手続きにおける配慮等 5 合理的な配慮の推進
		<p>7 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 共生による地域の体制づくりの推進 2 住まい・まちづくりの推進 3 移動・交通のバリアフリーの促進 4 防災・防犯対策の推進
		<p>8 情報・コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 情報バリアフリーの促進 2 コミュニケーションの推進 3 選挙時における配慮

6第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 総人口

長南町の人口は、減少傾向が続き、現在も緩やかに減少を続いている状況にあります。過去5年間の人口の推移を見ると平成21年度には9,619人だった人口が、平成26年度には8,731人となり約9.23%（888人）減少しています。

また、年齢3区分別人口構成では、65歳以上の人口が30%を超える超高齢社会となっています。



※住民基本台帳による4月1日現在の人口

2. 町の障害者手帳所持者数

平成26年4月1日現在における町の障害者手帳所持者数は、461人で、そのうち身体障害者手帳所持者が79%、療育手帳所持者が13%、精神障害者保健福祉手帳所持者が8%となっています。

■障がい者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
身体障害者手帳所持者	395人	403人	397人	390人	362人
療育手帳所持者	52人	57人	58人	59人	60人
精神障害者保健福祉手帳所持者	26人	28人	32人	36人	38人
合計	473人	488人	459人	485人	460人

(資料：住民課保健福祉室)

■障害者手帳所持者の等級別の内訳（平成26年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1級	121人	A（最重度）	12人	1級	7人
2級	52人	A（重度）	16人	2級	22人
3級	65人	Bの1（中度）	15人	3級	9人
4級	91人	Bの2（軽度）	17人		
5級	14人				
6級	19人				
合計	362人	合計	60人	合計	38人

(資料：住民課保健福祉室)

■身体障がいの内訳（平成26年4月1日現在）

	視覚障害	聴覚障害	音声 そしゃく 言語障害	肢体不自由	内部障害
身体障がい者の内訳	27人	26人	8人	192人	109人

(資料：住民課保健福祉室)

■自立支援医療（精神通院）受給者（各年4月1日現在）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
自立支援医療（精神通院）受給者数	59人	61人	73人	73人	71人

(資料：住民課保健福祉室)

■障がい程度区分の認定状況（平成26年3月31日現在）

認定者数	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	0	0	1	3	1	2	2	9
知的障がい	2	1	5	5	4	6	4	27
精神障がい	1	3	4	1	0	0	0	9
合計	3	4	10	9	5	8	6	45

(資料：住民課保健福祉室)

■障がい程度区分の認定状況（平成26年3月31日現在）

	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護		2	2	2	2		1	9
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
重度障害者包括支援								
療養介護								
生活介護				3	8	8	5	24
自立訓練（機能）								
自立訓練（生活）								
就労移行	1		1	1				3
就労継続支援A								
就労継続支援B	2		4	3	1			10
短期入所		1	6	4	5	2	1	19
共同生活援助GH 共同生活援助CH		1	3	1		1		6
施設入所支援					2	5	4	11
計画相談支援	2		7	4	3	3	3	22
地域移行支援								
地域定着支援				1	1			2
児童発達支援	1							1
医療型児童発達支援								
放課後等デイサービス				2				2
保育所等訪問支援								
障がい児相談支援								

※複数サービスの利用があるので、障がい区分認定状況と合計は一致しない。

(資料：住民課保健福祉室)

第3章 施策の方向と主要施策

第1節 地域生活の支援体制の充実

1. 生活支援

【施策の方向】

当事者主体の考え方方に立ち、個人の多様なニーズに対応する相談支援体制の整備やサービスの量的・質的充実に努め、障がいのある人の地域生活を支える体制の確立を図ります。

【主要な施策】

- 1 障がい福祉サービス・地域支援生活事業の充実
 - ・ホームヘルプサービス（居宅介護事業）など、在宅サービスの充実
 - ・グループホーム（生活支援機能を有する共同生活）など住まいの場の確保
 - ・ガイドヘルプ（移動介護従事者）などの外出や移動の支援
 - ・各種在宅サービスの提供など、在宅支援の拠点となる施設機能の充実
- 2 相談支援の充実
 - ・相談支援の窓口が、障がいのある人にとって相談しやすいものとなるよう、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応が出来る機能の充実
 - ・身近な地域の相談体制の充実、ケアマネジメント機能（介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること）の整備
 - ・有資格者（相談支援専門員、社会福祉士等）による相談体制の充実
 - ・障害者相談員、民生委員・児童委員への情報提供と相談体制機能の充実
 - ・法テラス（国が設立させた公的な法人で、無料の法律相談を行っている）等の活用促進
- 3 専門職種の養成・確保
 - ・福祉関係職員の知識・技術の向上と地域で新たに求められている機能の確保
 - ・保健・医療関係職種の養成確保や研修体制の充実
- 4 生活安定施策の推進
 - ・成年後見制度の周知、活用促進
 - ・本人の意向を尊重した地域生活への移行の促進

2. 保健・医療

【施策の方向】

障がいのある人への適切な保健サービス、医学的リハビリテーションの充実と障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

【主要な施策】

- 1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
 - ・生活習慣病の予防など、中高年期の予防対策の充実
- 2 適切な保健・医療の提供
 - ・保健師や栄養士などの人材確保の推進
 - ・特定健康診査や各種がん検診等の集団検診の充実
 - ・保健所や医療機関、町保健センター、福祉部門などの関連分野と保護者の会（長生茂原心身障がい児（者）親の会）等との連携
 - ・障がいのある人の歯科保健医療体制の推進
 - ・自立支援医療制度（精神通院医療・更正医療・育成医療）や医療給付制度の利用促進

第2節 自立と社会参加の促進

3. 教育・療育

【施策の方向】

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行、学校教育等、年齢に応じ、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

【主要な施策】

1 学校教育の充実

- ・保健・医療・福祉関係機関等と連携した教育相談の推進など、幼児教育・義務教育の充実

2 障がい児の療育の充実

- ・千葉県中央障害者相談センターと療育・教育関係機関との連携による療育相談・指導など支援の充実
- ・重度・重複障がいがある生徒の高等学校進学の機会の確保
- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流教育活動の充実

3 発達障がいに対する支援の推進

- ・発達障がいの早期発見に向けて、乳幼児健診や育児相談の充実
- ・発達障がいの児童・生徒に対する教育支援について、国、県との連携

4 ライフステージ（人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階）を通じた支援体制の確保

- ・地域の療育関係機関の機能分担の明確化と連携の強化による多様な療育の確保と推進体制の整備
- ・日常的な療育訓練を担う専門性の高い療育ニーズに対応する専門支援機関、全県域をカバーする中核的施設の連携による地域の療育を支えるネットワークの充実
- ・学校、児童相談所、ハローワーク等の連携した進路指導の充実
- ・障がいの特性に配慮した教育及び相談・指導体制の充実等

4. 就労支援

【施策の方向】

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現をめざし、働く障がい者を社会全体で応援する取り組みを促進するとともに、福祉的就労における賃金水準の向上を図ります。

【主要な施策】

- 1 町民、企業、行政等の応援体制づくり
 - ・障がいのある人の雇用への理解の促進
 - ・起業に関する専門家による指導助言など、起業への支援の実施等
 - ・職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成と派遣要請による助言・援助の実施
- 2 福祉的就労の底上げ
 - ・社会復帰施設等での就労の場の確保
 - ・社会復帰施設等で作られた製品の販売促進
 - ・民間企業との連携・協働による販路拡大
- 3 一般就労の推進
 - ・ハローワーク、生活支援センター、労働関係機関と連携した雇用の促進
 - ・関係機関が連携した職業面及び生活面の一体化かつ総合的支援の実施
- 4 多様な就労の場の確保
 - ・適正に応じた職種についての知識、技能の習得による職業的自立の促進
 - ・企業、経済団体、福祉団体との連携・協力による就労機会の確保

5. 社会参加

【施策の方向】

障がいのある人自らの選択と決定により、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域をめざすとともに、スポーツ・文化、生涯学習など社会参加活動の振興を図ります。

【主要な施策】

- 1 社会参加の促進
 - ・社会参加活動に関する相談や情報の提供
 - ・中途視覚障がい者等に対する社会参加のための各種訓練への支援
 - ・健康、防災など社会生活に必要な知識習得のための支援
- 2 スポーツ・レクリエーションの振興
 - ・障がい者スポーツ大会開催に対する支援
 - ・障がい特性に応じた多様なスポーツ・レクリエーション振興のためのスタッフや審判員の確保
- 3 生涯学習機会の充実
 - ・芸術・文化活動への支援
 - ・学校卒業後の学習機会の充実等

第3節バリアフリー社会の実現

6. 権利擁護・理解の促進

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を図るとともに、障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。

【主要な施策】

1 権利擁護の促進

- ・「広報ちゅうなん」「長南町ホームページ」「新聞」などを活用した広報啓発活動の推進

2 虐待の防止

- ・虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応と援助
- ・関係団体や関係機関と連携・協力し、虐待防止等のための効果的な体制づくりの推進

3 消費者としての障がい者の保護

- ・障がいのある人が、消費者の権利を確保するとともに、消費者としてお金を使う時、損をしたりだまされたりしないよう、また、良いものを選べるような、わかりやすい情報の伝達が出来るような環境を整える。

4 司法手続きにおける配慮等

- ・裁判や捜査のとき、障がいのある人が自分の権利をしっかり伝えるようにするための意思疎通手段の確保
- ・触法障がい者の退所時における事前準備や受け入れ先の調整

5 合理的な配慮の推進

- ・幼少時からの体験活動を通じた福祉教育機会の充実
- ・ボランティア活動への体験活動機会の拡大
- ・ボランティアの育成や地域リーダーの養成など、地域福祉活動の推進
- ・福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の適切な解決

7. 生活環境

【施策の方向】

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安心なバリアフリー環境の整備を促進します。

【主要な施策】

1 共生による地域の体制づくりの推進

- ・ユニバーサルデザイン（年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインをめざす概念）の促進

2 住まい・まちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインを標準化した日常生活用具の利用促進、グループホームや福祉ホームの整備促進など、住まい・まちづくりの推進
- ・誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりの推進

3 移動・交通のバリアフリーの促進

- ・低床バスの導入促進など、公共交通機関等の整備促進
- ・音響式信号機の設置など、歩行空間のバリアフリー化
- ・歩道の段差解消、勾配の緩和、点字ブロックなど歩道環境整備促進

4 防災・防犯対策の推進

- ・障がいのある人に配慮した避難所の設置など、防災体制の整備
- ・障がいのため判断能力の不十分な人などに対する、防犯対策の推進等

8. 情報・コミュニケーション

【施策の方向】

ＩＣＴ（情報通信技術）の活用により、障がいのある人のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援するとともに、情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、誰にとっても情報バリアフリー（障がい者でも支障なく情報通信を利用できるようにすること）な社会の形成を図ります。

【主要な施策】

1 情報バリアフリーの促進

- ・ＩＣＴの発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化の促進

2 コミュニケーションの推進

- ・点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成等、視覚障がいのある人への支援
- ・手話通訳者、要約筆記者の養成等、聴覚障がいのある人への支援
- ・ＡＬＳ患者（筋萎縮性側索硬化症）など、重度の言語機能障がいのある人への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進

3 選挙等における配慮

- ・選挙情報の提供、投票所のバリアフリー、投票方法、政策決定過程への参画の機会等の配慮

第2部 長南町第4期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画にかかる基本指針

市町村障がい福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。

長南町第4期障がい福祉計画の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりです。

■国が示す第4期障がい福祉計画に係る基本指針の概要

①計画の作成プロセス等に関する事項

- ・P D C Aサイクルの導入【新規】

「障害者総合支援法」において、P(計画)D(実行)C(評価)A(改善)サイクルにそって障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障がい福祉計画においても、計画の中でのP D C Aサイクルの明示、それに伴う指標の精査等を行うこととされています。

②成果目標に関する事項

- ・福祉施設から地域生活への移行促進【継続】
- ・精神科病院から地域生活への移行促進【成果目標の変更】
- ・地域生活支援拠点等の整備【新規】
- ・福祉施設から一般就労への移行促進【整理・拡充】

③その他の事項

- ・障がい児支援体制の整備【新規】
- ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

第2章 成果目標の設定

第4期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる平成29年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実態を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する障がい者数の移行目標を設定しています。

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とするとされています。

本町においては、2人（施設入所者数の18.1%）の地域生活への移行と平成29年度末で施設入所者数1人（9%）の減少を目標とします。

項目		数値	説明
平成25年度末時点の施設入所者数（A）		11	平成26年3月31日時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者数（B）	2	(A) の施設入所者数の18%で設定
新たな施設入所支援利用等（C）		1	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成29年度末の施設入所者数（D）		10	平成29年度末の施設入所人員見込（A-B+C）
目標値	減少見込数（E）	1	差引減少見込数（A-D） (A) の施設入所者数の9%で設定

2. 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 福祉施設から一般就労への移行目標

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の指針では、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上の人人が、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行することを目指しています。

本町においては、第3期計画時点は、一般就労へ移行した者は0人ですが、目標年度においては1人の一般就労への移行を目標としています。

項目	数値	説明
平成24年度の一般就労移行者数	0	平成24年度において、福祉施設を退所し一般就労した者の数
目標値 平成29年度の一般就労移行者数	1	目標年度において、福祉施設から一般就労への移行が見込まれる人数

(2) 就労移行支援事業所の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、国の指針では、平成25年度末における利用者数の6割増加を目標としています。

本町においては、2人（平成25年度末利用者数の6割）の増加を目標とし、サービス提供事業者と連携のもと、利用を促進します。

項目	数値
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数	3
【目標値】 平成29年度の就労移行支援事業所利用者数	5

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成29年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを基本目標としています。

本町においては、障がい者の高齢化、重度化を見据え、居住支援の拠点の設置について、千葉県が示す保健医療福祉圏である長生圏域の市町村との連携を中心に検討を進めます。

項目	数値	説明
地域生活支援拠点等	1	長生圏域等で1か所整備

第3章 障がい福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。見込み値については、近年の利用状況及び障がいのある人のニーズ、地域移行の推進等を勘案して設定します。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介助や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	8	9	11	11	11	12
利用時間（時間/月）	80	90	110	110	110	120

※26年度は実績見込値（以下同じ）

(2) 重度訪問介護

重度の障害があり常時介護を要する人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	20	20	20

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護または外出する際の必要な援助を行います。

現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	5	5	5

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護をする人の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

サービス見込量の確保の方策

地域のサービスを必要とする障がい者等の情報を各関係機関と連携して収集し、個別の相談・助言などを通じてサービスの提供に努めます。また、障がい者等に対しサービス内容に関する情報提供を積極的に進めます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設で日中の活動を支援するサービスです。見込み値については、国の基本指針に基づき、近年の利用状況及び障がいのある人のニーズ、近隣地域での事業所設置状況等を踏まえて設定します。

(1) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に日中ににおいて病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

(2) 生活介護

常に介護を要する人に、日中、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	20	24	24	26	27	28
利用量(人日/月)	460	520	513	559	582	605

(3) 自立訓練(機能訓練)

身体障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。

	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用量(人日/月)	0	0	0	23	23	23

(4) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	23	23	23

(5) 宿泊型自立訓練

知的障がい者又は精神障がい者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

(6) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	2	3	1	4	4	5
利用量（人日/月）	92	69	23	92	92	115

(7) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	3	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	45	0	0	0	0	0

(8) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図ります。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	11	10	13	13	14	14
利用量（人日/月）	253	230	299	299	322	322

(9) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

（福祉型）

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	18	19	21	21	22	22
利用量（人日/月）	163	162	176	176	181	186

(医療系)

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0

サービス見込量の確保の方策

障がい者等の自立と社会参加を基本として、障がい者等の日中活動の場の提供を推進するようサービス基盤の整備・確保に努め、また、各関係機関との連携により就労が可能な障がい者に対する就労支援に努めます。

3. 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

(1) 共同生活援助(グループホーム)

障がい者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助及び入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

平成26年4月に従来の共同生活介護(ケアホーム)と一元化されました。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	3	2	5	6	6	7

(2) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	11	11	11	11	11	10

サービス見込量の確保の方策

地域における居住の場としてのグループホームを事業者や各関係機関と連携しながら基盤整備に努め、施設入所や入院から地域生活への移行を推進します。

4. 相談支援

地域の障がい者の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障がい福祉サービス事業所との連絡・調整を行います。

(1) 計画相談支援

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。

また、支給決定時のサービス等利用計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数（人）	2	27	24	24	26	26

(2) 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等

- ・入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援
- ・住居を確保するための入居支援等

現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者等に対して、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対応支援する。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数（人）	0	2	2	3	3	3

サービス見込量の確保の方策

障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制整備に努め、各関係機関との連携により障がい者等が適切な障がい福祉サービスの利用ができるよう推進します。

5. 障がい児支援事業

障がいのある子どもへの福祉サービスについて、児童福祉法等の改正のため平成24年度より障がい児施設・事業が一元化されました。

障がい児支援には、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援、障がい児相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

(1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	3	1	0	3	3	3
利用量（人日/月）	54	18	0	54	54	54

②医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	1	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	10	10	10	10

③放課後等ディサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	1	2	2	3	3	3
利用量（人日/月）	10	20	33	43	43	43

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

（2）障がい児相談支援

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

年度	実績			第4期計画値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	1	1	1

サービス見込量の確保の方策

利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町村のサービス提供事業所とも連携を図ります。

また、サービスを必要とする人に把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。

6. 地域生活支援事業

本町は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

(1) 理解促進事業・啓発事業（必須）

障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
理解促進事業 啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

サービス見込量の確保の方策

町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、充実した研修や啓発事業を開催するとともに、より多くの人たちが参加してもらえるよう検討します。

(2) 自発的活動支援事業（必須）

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援をします。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

サービス見込量の確保の方策

障がいのある人やその家族等が行う自主的活動に対して、情報提供などの支援に努めます。

(3) 相談支援事業（必須）

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

住宅入居等支援事業については、相談支援事業と合わせ情報提供などに支援を行います。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
地域総合支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	一	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

サービス見込量の確保の方策

平成19年4月より指定相談支援事業者に委託の上で相談支援事業を実施しております。

指定相談支援事業者や障がいサービス事業者との連携を図り、障がい者の自立と社会参加を支援するために充実・強化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須）

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

サービス見込量の確保の方策

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須）

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

サービス見込量の確保の方策

関係機関と協議を進め、実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業（必須）

聴覚・言語機能・音声機能・視覚などの障がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	0	0	0	1	1	2
	延利用率数	0	0	0	24	24	48
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	0	0	1
	延利用率数	0	0	0	0	0	12
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0

サービス見込量の確保の方策

本町では、過去の実績から手話通訳などを必要とする障がい者等はおりませんが、今後において利用を希望する者に対応するため事業を整備し、必要に応じて専門的な機関への委託や補助により推進します。

(7) 日常生活用具給付等事業（必須）

重度の障がい者等に対して、自立した生活を促進する用具などの日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件数	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	190	217	169	200	200	200
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	0	1	1	1

- ・介護・訓練支援用具～特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフトなど
- ・自立生活支援用具～入浴補助用具・便器・杖・頭部保護帽・特殊便器など
- ・在宅療養等支援用具～透析液加温器・吸入器・電気式たん吸引器・盲人用体温計など
- ・情報・意思疎通支援用具～携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字器など
- ・排泄管理支援用具～ストーマ装具・紙おむつなど
- ・居宅生活動作補助用具～手すりの取りつけ・段差の解消・便器の取替えなど

サービス見込量の確保の方策

日常生活用具を必要とする障がい者等が適切に制度を利用できるよう周知を図り、利用の促進に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須）

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになりますことを目的にしています。

サービスの種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員 養成研修事業	利用者 数 (人)	0	0	0	2	2	2

サービス見込量の確保の方策

手話奉仕員の養成については、平成27年度から長生圏域7市町村共同で、2年間の養成講座の実施を計画しています。

第1期の登録者については、平成28年度において研修課程修了に伴い、奉仕員として登録できる見込みとなっています。

(9) 移動支援事業（必須）

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活や社会参加を促進します。

	実績			第4期計画値		
年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数(人)	2	2	2	2	3	3
延利用時間 (時間/年)	191	54	47	150	200	200

サービス見込量の確保の方策

利用者や事業者の意見を踏まえて利用しやすい制度づくりに努めるとともに、制度周知を行い、障がい者等の社会参加や地域生活を送る上で必要な外出に対する支援を積極的に推進します。

(10) 地域活動支援センター（必須）

障がい者等に対して、通所により地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などのサービスを提供する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活を支援します。

また、地域活動センターでは上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類）に応じて、各種訓練等を実施します。

事業の概要

類型	事業の内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 (旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障がい者小規模作業所等の移行を想定。)
地域活動支援センターⅢ型	小規模作業所などの移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが移行の要件となります。 (心身障がい者小規模作業所、精神障がい者共同作業所等の移行を想定。)

実績と計画値

事業の種類	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
I型	箇所	1	1	1	1	1	1
II型	箇所	0	0	0	0	0	0
III型	箇所	0	0	0	0	0	0

サービス見込量の確保の方策

地域活動支援センターⅠ型については、長生圏域に1ヶ所あり、相談支援事業等を併せて委託しています。

Ⅱ型及びⅢ型については、長生圏域にはありませんので見込まないことにしました。

(11) その他地域生活支援事業（任意事業）

事業の概要

訪問入浴 サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更正訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者及び、身体障害者更生援護施設に入所している障がい者で、利用負担額の生じない障がい者に更正訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能訓練等を行い、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

実績と計画値

任意事業	単位	実績			第4期計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴 サービス事業	人数	1	1	2	2	2	3
更正訓練費給付 事業	人数	0	0	0	0	0	1
知的障害者職親 委託制度	人数	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人数	8	8	10	10	10	10
自動車運転免許取 得・改造助成事業	人数	0	1	1	1	1	1

サービス見込量の確保の方策

現在、協定を締結している事業者は他町に所在する3事業者となっていますが、利用者のニーズに応じた事業拡充を図るため、提供事業者の参入を促進し、充実・強化に努めます。

(12) その他の事業

地域生活支援事業における他の事業について、本町の実情や障がい者等の状況を勘案し、必要に応じて事業の構築や見直しを行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう推進します。

第4章 長南町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針

長南町では、障がい者関係各法や長南町総合計画などに掲げる基本理念に基づき、障がい者等の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ障がい者福祉施策の推進に努めます。

2. 長南町の障がい者一般施策事業

長南町では、障害者総合支援法に規定される障がい福祉サービス以外の事業として、障がい者等を対象とした事業を以下のとおり実施し障がい者福祉事業の充実を図っています。

(1) 介護手当支給事業

65歳未満の寝たきり重度心身障がい者と同居し、3ヶ月以上継続して無報酬で介護を行っている者に対して、介護手当の支給を行っています。

(2) 身体障害者診断書等助成事業

身体障害者手帳及び補装具費支給を申請する者に対して、申請手続きの際に要した医師による診断書及び意見書作成手数料の助成を行っています。

(3) 乗り合い（デマンド）タクシー

65歳以上の方もしくは障がい者の方を対象に、乗り合いによるタクシーを片道500円で利用できます。

(4) 福祉タクシー

身体障害者等が会合への出席、通院及び訪問等に対して1人月2回（1,000円／回）を限度とし、助成を行っています。

(5) 重度心身障害者医療費助成事業

重度身体障害者及び重度知的障害者等に対して、医療費負担の軽減を図るため医療費の助成を行っています。

(6) 紙おむつ購入助成事業

障害者手帳の1級・2級に該当し、常時失禁している方に対して、年3回（1回50枚）を支給しています。

(7) 障がい者団体助成事業

長生茂原心身障害児（者）親の会等が行う自主的な活動に対し必要な経費を助成することにより、障がい者福祉の増進を図ります。

【資料】長生都市にある障がい者支援事業所

※事業所情報はWAMネット（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の

総合情報サイトから抜粋したものです。（平成26年10月1日）

※利用に当たっては事業者に直接連絡して下さい。

通所施設など（日中通う場所）								
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者				備考
				身体	知的	精神	児童	
長生更生園	茂原市立木 477	(24) 2003	生活介護	○				
カレンズ	茂原市綱島 1168-1	(26) 2349	就労移行支援(一般型)	○				多機能型
			就労移行支援(B型)	○				
茂原市心身障害者福祉作業所	茂原市本小轡 1168-1	(24) 9135	就労移行支援(B型)	○	○	○	○	
ぴあふあくとり	茂原市本納 2316-2	(34) 3210	就労継続支援(B型)			○		多機能型
Peer friendlyspace	茂原市本納 4020	(47) 3682	就労継続支援(B型)			○		多機能型
			自立支援(生活支援)			○		
ふれあい広場ひびき	茂原市茂原 1017-2	(25) 4175	就労継続支援(B型)			○		
ARUKU	茂原市長尾 2685-6	(47) 4437	就労移行支援(B型)	○	○	○	○	多機能型
			就労継続支援(B型)	○	○	○	○	
青松学園	一宮町一宮 389	(42) 3869	生活介護	○	○	○		
キッチンせいしょう	一宮町一宮 389	(42) 3869	就労継続支援(B型)	○	○	○		
ときわぎ工舎	睦沢町長楽寺 496	(44) 2299	就労移行支援(一般型)	○				多機能型
			就労継続支援(B型)	○				
生活介護事業所けやき	睦沢町上市場 693	(44) 1212	生活介護	○				多機能型
デイサービスこだま	睦沢町北山田 172	(44) 2665	生活介護	○	○			基準該当
			自立訓練(機能訓練)	○				
			自立訓練(生活訓練)		○			
セルプ・しんゆう	長生村金田 2133	(32) 2587	生活介護	○	○			
			就労継続支援(B型)	○	○			
モアショウエイ	長生村金田 2133	(32) 2587	生活介護	○				
一松工房	長生村一松丙 4343-1	(32) 6631	就労移行支援(一般型)			○		多機能型
			就労継続支援(B型)			○		
デイサービス だるまさん	長生村宮成 3496	(30) 0123	生活介護	○				基準該当
			自立支援(機能訓練)	○				
デイサポート センター母里子	長生村金田 25919	(32) 0539	生活介護	○	○	○	○	多機能型
	長生村本郷 6926-1	(47) 4239	生活介護	○	○	○	○	
はっぴいマウス	長柄町国府里 696-14	(35) 1778	就労継続支援(B型)		○	○		
老人デイサービス まきの木庵	長生村七井戸 1789-1	(30) 0707	生活介護	○	○			基準該当
			自立支援(機能訓練)	○				
デイサービス センター はまひるがお	白子町古所 5421-1	(33) 2755	生活介護	○	○			基準該当
			自立支援(機能訓練)	○				
			自立支援(生活訓練)		○			

通所施設など（日中通う場所）								
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者				備考
				身体	知的	精神	児童	
障がい者活動支援センター通所部	茂原市千沢 1055-1	(34)3668	就労継続支援(B型)		○			
デイサービス花	茂原市長尾 442-2	(2&)1511	生活介護		○			
はる	茂原市押目 595-8	(47)3633	就労移行支援(一般型)	○	○	○		○
障がい者就職塾茂原校	茂原市町保 10-39 3F	(28)3160	就労移行支援(一般型)	○	○	○		
ワークショッピング茂原	茂原市三ヶ谷 1816-1	(27)3030	就労継続支援(B型)			○		
デイサービス ボーソーヒルズ	茂原市本納 3200-22	(26)1511	生活介護	○				基準該当
じょい	茂原市南吉田 1259	(36)3828	生活介護	○	○	○		多機能型
			自立訓練(生活訓練)		○	○		

所施設など（暮らす場所）									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					定員
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生厚生園	茂原市立木 477	(24)2003	施設入所支援		○				50
青松学園	一宮町一宮 389	(42)3869	施設入所支援	○	○	○			30
モアしょうえい	長生村金田 2133	(32)2587	施設入所支援	○	○	○	○		50
セルブ shin'yū	長生村金田 2133	(32)2587	施設入所支援	○	○				52
ケアホーム せいしよう（楓）	茂原市茂原 541-10	(22)7373	共同生活援助		○				4
ケアホーム せいしよう（桜）	茂原市茂原 541-10	(22)7373	共同生活援助		○				6
グループホーム さざんか	茂原市高師 96-1	(26)5700	共同生活援助			○			2
グループホーム ひまわり	茂原市高師 94-1	(26)5700	共同活動援助			○			2
グループホーム あさがお	茂原市高師町 3-10-2	(26)5700	共同生活援助			○			5
グループホーム りんどう	茂原市高師 70-5 MICビル2	(26)5700	共同生活援助			○			7
グループホーム すずらん	茂原市高師 70-5 MICビル2	(26)5700	共同生活援助			○			7
グループホーム たき桜	茂原市小林 1962	(26)5700	共同生活援助			○			7
もばら ユーカリホーム	茂原市上永吉 1655-2	(26)1691	共同生活援助		○				6
スペースびあ壱番館	茂原市本納 2316-2	(34)3210	共同生活援助			○			1
スペースびあ弐番館	茂原市本納 2315	(34)3210	共同生活援助			○			2
スペースびあ参番館	茂原市本納 3200-77	(34)3210	共同生活援助			○			3
スペースびあ四番館	茂原市小轡 936-5	(34)3210	共同生活援助			○			1
スペースびあ 伍番館	茂原市小轡 1637-16 モラーディア穂高 201	(34)3210	共同生活援助			○			1
スペースびあ麓番館	茂原市七渡 1648-32	(34)3210	共同生活援助			○			3
かたつむりホーム	茂原市上永吉 944-1	(24)3303	共同生活介護		○				4
そらまめホーム	長生村一松丁 90-1	(36)2424	共同生活援助	○					5
スマイル I ~ VI	茂原市本納 1705-1- 101、102、103、201、 203、205	0475 (72)9605	共同生活援助			○			12
ねむのきの家	睦沢町上市場 712-6	(44)2544	共同生活援助		○				4
東金御門ホーム	睦沢町上市場 416-22	(44)2199	生活ホーム		○				4
楓の木学園	睦沢町上市場 693	(44)1212	福祉型障害児入所支援				○		30
やつみ寮	長生村岩沼 2333	(32)1944	生活ホーム		○				5
かしの木寮	長柄町山之郷 630-14 65	(35)5255	生活ホーム		○				5

居宅介護事業所（ホームヘルパー派遣）		「重訪」は「重度訪問介護」の略 「同行」は「同行援護」の略								
事業所名	所在地	電話	身体	知的	精神	児童	難病	重訪	同行	
リンクスヘルパーステーション	茂原市東郷 468-1	(27)2104	○	○	○	○	○	○	○	
ヤックスヘルパーステーション 茂原谷本	茂原市谷本 1810-1 ヤックスドック 茂原谷本店内	(20)2902	○	○		○		○	○	
株式会社ヘルシーサービス茂原営業所	茂原市高師 2144-11	(27)3336	○	○		○		○		
亀田ホームケアサービス茂原	茂原市六ツ野 1839-1	(27)1814	○	○	○	○	○	○		
ニチイケアセンター茂原	茂原市高師 291-5 グランヴェール 102	(27)4141	○	○	○	○	○	○	○	
しょうじゅの里茂原訪問介護事業所	茂原市高師 193-1	(27)1165	○	○	○	○	○	○		
特定非営利法人 在宅ヘルパーサービス朋	茂原市茂原 1300	(22)9335	○	○		○		○		
介護サービス紺	茂原市長尾 2695-13	(24)0411	○					○		
ジャパンケア茂原	茂原市高師 499-1 101号室	(26)6251	○	○	○	○		○	○	
茂原市社会福祉協議会 訪問介護事業所	茂原市町保 13-20	(23)1969	○	○	○			○	○	
ハート・ケア	茂原市高師 351-1 山田店舗 2F	(44)7018	○	○	○	○		○		
シーケルケア茂原営業所	茂原市下太田 177-6	(30)5565	○	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所虹いろ	茂原市大芝 408-1 メゾンドーラ	(22)3336	○	○	○	○		○		
ホームケアリブコースト一宮	一宮町東浪見 6918-1	(40)1919	○		○			○		
ニチイケアセンター一宮	一宮町一宮 3093-4	(40)1971	○	○	○	○	○	○	○	
社会福祉法人 一宮町社会福祉協議会	一宮町一宮 1865	(42)3424	○	○		○	○	○	○	
ホームヘルプこだま	睦沢町北山田 172	(44)2665	○					○		
生活支援センターつくも	睦沢町上市場 695	(44)0999	○	○	○	○		○		
居宅介護事業所母里子ネット	長生村金田 2591-9	(47)2439	○	○	○	○		○		
ケアサポート白子	白子町中里 5296-4	(47)2982	○	○	○	○		○		
長柄町社会福祉協議会 訪問介護サービス事業所	長柄町桜谷 712	(30)7300	○	○	○			○		
プラスサポート	茂原市押日 1488-5	(20)0151	○	○	○	○		○	○	
株式会社ニチモ	茂原市高師 57 NB第1ビル 2F	(26)6233	○					○		
訪問介護事業所ぶらんどーる	茂原市早野 187-9	(36)3075	○	○	○	○	○			
けあビジョン茂原	茂原市道表 8-19 道表プラザ202号	(20)5115	○	○	○	○	○	○	○	
えがおの介護	一宮町新地 125-6	(47)2350	○	○	○	○		○		
ケアステーションすずらん	茂原市町保 38-7 緑川オフィス 1F	(36)3707	○	○	○		○	○		
ケアーミッション長南	長南町長南 2529	(44)4300	○	○		○	○	○	○	

短期入所事業								
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者				備考
				身体	知的	精神	児童	
長生厚生園	茂原市立木 477	(24)2003	短期入所		○		○	
青松学園	一宮町一宮 389	(42)3869	短期入所	○	○	○	○	
横の木学園短期入所事業所	睦沢町上市場 693	(44)0999	短期入所	○	○	○	○	
モアしようえい	長生村金田 2133	(32)2587	短期入所	○				

相談支援事業所（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）							
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者			
				身体	知的	精神	児童
長生地域 生活センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44) 7797	計画相談支援	○	○	○	○
			地域移行支援	○	○	○	○
			地域定着支援	○	○	○	○
			障害児相談支援				○
スペースぴあ相談室	茂原市本納 2315	(34) 3210	計画相談支援	○	○	○	○
			地域移行支援			○	
			地域定着支援			○	
			障害児相談支援				○
民堵	茂原市本納 1705-1 グランディハイツ 105	(34) 1316	計画相談支援	○	○	○	
			障害児相談支援			○	
モア・しょうえい	長生村金田 2133	(32) 2587	計画相談支援	○			
			障害児相談支援			○	
セルプ・しんゆう	長生村金田 2133	(32) 2587	計画相談支援	○			
			障害児相談支援			○	
相談支援センター はまおと	一宮町一宮 389	(42) 3869	計画相談支援	○	○	○	○
			障害児相談支援			○	
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	(44) 0999	計画相談支援	○	○	○	○
			障害児相談支援			○	
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	(44) 1214	計画相談支援			○	
			障害児相談支援			○	
相談支援事業所 母里子ネット	長生村本郷 6926-1	(47) 4239	計画相談支援	○			○

障害児通所支援施設（児童福祉法に基づくサービス）								
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者				備考
				身体	知的	精神	児童	
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 695	(44) 0999	児童発達支援				○	
	睦沢町上市場 693		放課後等デイサービス				○	
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	(44) 1214	児童発達支援				○	
			保育所等訪問支援				○	
母里子クラブ	長生村本郷 6926-1	(47) 4239	児童発達支援				○	
			放課後等デイサービス				○	
放課後クラブ すっぱあ	一宮町船頭給 234-10	(47) 2571	放課後等デイサービス				○	
デイサービスこだま	睦沢町北山田 172	(44) 2665	放課後等デイサービス				○	基準該当
放課後デイサービス SORA	茂原市千沢 736-37	(36) 3682	放課後等デイサービス				○	

地域生活支援事業									
相談支援事業									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生地域 生活支援センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44)7797	相談支援	○	○	○	○	○	地域活動 支援セン ター I型
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	(44)0999	相談支援	○	○	○	○		相談支援 機能強化 事業
その他の事業									
事業名	事業所名		所在地			電話		備考	
日中一時支援事業	長生厚生園		茂原市立木 477			(24)2003			
	生活支援センターツくも		睦沢町上市場 693			(44)0999			
	第2クローバー学園		市原市椎津 3085			0436(60)5115			
	ふる里学舎きせつ館		市原市今富 1110-1			0436(36)7611			
	市津学園		市原市犬成 650			0436(74)4134			
	千原厚生園		市原市犬成 650			0436(36)3682			
移動支援事業	生活支援センターツくも		睦沢町上市場 693			(44)0999			
	居宅介護事業所 母里子ネット		長生村金田 2591-9			(47)2439			
	長柄町社会福祉協議会		長柄町桜谷 712			(30)7300			
	ふる里学舎		市原市今富 997-1			0436(37)7511			
	ぽびあ訪問支援ステーション		袖ヶ浦市神納 1-19-7			0438(60)7541			
訪問入浴サービス 事業	セントケア茂原		茂原市鷺巣 706-2			(27)1051			
	アーススマイル		茂原市小林 2550-21			(20)0151			
	アースサポート茂原		茂原市茂原 640-10			(22)9800			
手話通訳・ 要約筆記派遣	千葉聴覚障害者センター		千葉市中央区神明町 204-12			043(308)6372 FAX 043(308)5562			

虐待防止センター（千葉県及び長生郡市）					
窓口名	場所	所在地	電話	FAX	備考
千葉県障害者権利擁護センター	千葉県健康福祉部 障害福祉課内	千葉市中央区市場町 1-1	043(223)1020 1019	043(222)4133	平日(祝祭日を除く) 9時～17時
茂原市障害者虐待防止センター	茂原市福祉部 障害福祉課内	茂原市道表 1番地	0475(20)1666	0475(20)1610	
一宮町障害者虐待防止センター	一宮町役場 福祉健康課内	一宮町一宮 2457	0475(42)1431	0475(40)1056	
睦沢町障害者虐待防止センター	睦沢町役場 健康福祉課内	睦沢町下之郷 1650-1	0475(44)2504	0475(44)2527	
長生村障害者虐待防止センター	長生村役場 福祉課内	長生村本郷 1-77	0475(32)6810	0475(32)6812	
白子町障害者虐待防止センター	白子町役場 保健福祉課内	白子町閑 5074-2	0475(33)2111	0475(33)4132	
長柄町障害者虐待防止センター	長柄町役場 住民課内	長柄町桜谷 712	0475(35)2414	0475(35)2459	
長南町障害者虐待防止センター	長南町役場 保健福祉課内	長南町長南 2110	0475(46)2116	0475(46)1214	
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例相談	長生健康福祉センター	茂原市茂原 1102-1	0475(26)1510	0475(46)3419	平日(祝祭日を除く) 9時～17時